

広島県児童生徒1人1台端末（iPad OS）共同調達に係る情報提供依頼書

1 本依頼の目的

本依頼書は、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」における公立学校情報機器整備費補助事業を活用し、広島県内の義務教育課程の児童生徒1人1台端末の整備・更新を共同調達により行うため、各事業者より端末及び各種サービス等の提供に関する情報を広く収集することを目的とする。

2 情報提供の範囲

- (1) 「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」（令和6年4月17日文部科学省）に記載の補助対象となる端末本体（MDM及びタッチペン等の周辺機器を含む）及び設置・据え付け（いわゆる「基本パッケージ」に相当するもの）について、見積書（任意様式）を提示すること。
- (2) 上記の補助対象とならないもの（いわゆる応用パッケージに相当するもの）について、貴社が提供可能な機器、付属品、有償サービス及びソフトウェア等について提案を行うとともに、その費用について見積書を提示すること。
- (3) (1)及び(2)で提供可能な機器のカタログ及びサービス内容の詳細が記載された資料等を提供すること。

3 調達機器

- (1) 調達数、希望納入期限及び調達方法

調達数、希望納入期限及び調達方法は「別紙1」のとおりとする。

詳細は、契約候補者決定後、当該共同調達に参加する教育委員会（以下「各教育委員会」という。）と協議の上、決定する。

納入については、期限までに全台数を納入すること。

- (2) 仕様及び保守・保証

機器等の調達仕様詳細及び導入した機器等の保守・保証は「別紙2」のとおりとする。

なお、機器等の保守は、機器等の費用に含まれるもの（メーカーもしくは事業者が標準的に提供するもの）に限る。機器等の費用に含まれない保守、保証サービスを提供できる場合は、2(2)の見積書で提示すること。

- (3) 納入場所

各教育委員会の全学校に直接搬入、設置するものとする（実際の調達時においては、各教育委員会が指定する場所に納入または設置することを想定している。）

4 調達に係る概要及び基本的条件

- (1) 本調達の範囲は端末等の納入、キッティング、GIGAスクール無線ネットワークへの接続設定、動作確認及び更新対象端末の回収とし、その後の各教育委員会が独自に導入する学

習支援ソフトウェア等の設定作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認）は調達範囲に含まない。

- (2) 2 (2) 記載の補助対象とならないもののうち、メーカー又は貴社が無償で提供可能なものについては、2 (1) の見積書に含めてもよいものとする。

ただし、無償提供が可能な期間に限りがある場合は、その旨を明示するとともに、そのサービス等を無償提供期間後も継続利用する場合に必要な費用を2 (2) の見積書に記載すること。

- (3) 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意して選択すること。
- (4) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- (5) 端末の仕様を厳守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積書に加えること。
- (6) OS は調達時点で最新バージョンのものを導入すること。
- (7) 見積額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（回収・機器等調達、搬出・搬入、設置等一式）にかかる費用を含むこと。なお、仕様において追加提案としているものについては、別途見積書を作成する（単価を示す）こと。
- (8) 端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。
- (9) 調達については、買取方式・リース方式の両方に対応し、下取り制度も利用できること。
- (10) リース方式において、契約候補者が課税事業者の場合、補助金の交付申請時に当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、各教育委員会と協議の上、誠意をもって対応すること。

5 機器の搬入・設置

- (1) 機器の搬入・設置に係る要件については、各教育委員会と協議の上で進めること。
- (2) 各教育委員会と協議の上、搬入・設置に関するスケジュール案を作成し、提出すること。
- (3) 外観からでも端末を識別することができるよう、各教育委員会の指示に従い、端末番号等のシールを作成し、端末に貼り付けること。
- (4) 端末番号やMACアドレス、シリアルナンバー等を整理した機器一覧表を提出すること。
- (5) 搬入後、すぐに端末を使用できるように、キッティングを行うこと。
- (6) 搬入作業は施設等を傷つけることのないよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、施設等を所管する教育委員会及び各学校と協議の上対応すること。
- (7) 機器等の搬入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。

6 提出資料

次の表に記載された資料を提出すること。

No.	提出資料	提出先	提出時期
1	機器一覧表（電子媒体）	各教育委員会	機器納入時
2	機器の取り扱い説明表（電子媒体及び紙媒体3部）	各学校	機器納入時

3	納入機器等の保証書	各教育委員会	機器納入時
4	補助対象経費及び補助対象外経費の内訳書	各教育委員会	機器納入時
5	サポート体制図	各教育委員会	機器納入時
6	その他発注者が必要と認めた書類・電子データ	各教育委員会	発注者指定

7 更新対象端末等の回収・搬出

- (1) 更新対象端末等は、G I G A第1期で調達した機器を対象とし、リユース又はリサイクルを基本として、回収を希望する場合は契約候補者が各教育委員会から回収すること。
- (2) 現時点における回収する更新対象端末等の想定台数については、「別紙1」のとおりとする。
- (3) 更新対象端末等の回収・搬出に係る要件については、各教育委員会及び各学校と協議の上進めること。
- (4) 搬出作業は施設等を傷つけることが無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、施設等を所管する教育委員会及び各学校と協議の上対応すること。
- (5) 更新対象端末等の搬出の際は、端末カバー、ハードウェアキーボード等の付属品及び梱包物等は受託者が回収し、適切に処理すること。

8 その他

- (1) 本資料による情報提供の依頼は、1人1台端末の整備・更新に関する機種や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではない。
- (2) 本依頼により、業務上知り得た情報は、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。
- (3) 貴社から提供される提案について、将来の契約を約束するものではない。
- (4) 貴社の回答について、各教育委員会で疑義が生じた場合は、改めて質問等を行う場合がある。
- (5) 提供された情報については、各教育委員会内でコピー・配付を行うが、貴社に断りなく他地方公共団体や他社への配付をすることはない。
- (6) 提供された情報、資料等については、返却しないものとする。
- (7) 提案者は、プライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC 27001 認証）を取得していること。

【別紙1】納入（更新対象端末）数量、納入期限、調達方法及び更新対象端末等の想定回収台数等

団体名		納入数量	納入期限	契約時期	学校数	調達方法	更新対象端末等の想定回収台数
1	呉市	14,127	R8. 2. 27	R7. 6. 30	59	リース (5年)	14,127
2	三次市	1,052	R7. 7. 31	R7. 4 仮契約	12 (中学校のみ)	購入	1,000
3	大崎上島町	303	R7. 11. 28	R7. 6. 30	4	購入	300
合計		15,482	—	—	75	—	15,427

【別紙2】詳細仕様 (iPad OS)

OS	iPad OS17以上 第10世代以上
CPU	A14以上
ストレージ	64GB以上
メモリ	—
画面	10～14インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac以上
周辺機器	カバー付き有線接続ハードウェアキーボード (※) (デタッチャブル又はコンバーチブルを選択可能) 及びタッチペン ※キーボードは、JIS配列であること
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド機能	カバーにスタンド機能を有すること
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること
外部接続端子	USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8時間以上
重さ	1.5kg程度を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)
端末管理機能	以下の設定について、ネットワークを介して行うための端末管理機能 (MDM) を有していること。なお、MDMの選定については、各教育委員会と協議の上、各教育委員会が選択可能な提案とすること <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末の機能制御設定 ・ 端末が利用するApp/Bookの配信 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定 (強制ロック、強制ワイプなど) ・ Return to Service (再設定の自動化) の機能があること ・ 円滑なOSメジャーアップデートのための支援を行うこと
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること <ol style="list-style-type: none"> (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能 (必要に応じて利用可能であればよい) 2 OSメーカー (端末のOSと異なるものでもよい) が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること 3 納入については、期限までに全台数を納入すること 4 調達については、買取方式・リース方式の両者に対応し、下取り制度も利用できること

○ 学習者用コンピュータのハードウェア保守・保証

- ① 端末故障又は破損時に対応する窓口を用意し、修理又は交換された端末について設定手順書を納品物に含めること
- ② 端末の不調時には、各教育委員会の連絡から2週間程度で修理又は交換を完了すること
- ③ 端末の一元保守（メーカーとの修理調整、キッティング、保証期間の延長等）を行うサービスについて、追加提案すること。契約を行うかどうかの判断は、各教育委員会が行うため、サービス金額の積算方法（台数×〇円等）を示すこと。また、単年度での契約が可能なこと
- ④ 故障率を低減するための保護フィルム、ケース等がある場合は追加提案すること。契約を行うかどうかの判断は、各教育委員会が行うため、単価を示すこと
- ⑤ 導入した機器に障害又は不具合が判明した場合は、各教育委員会と協議し適切な対応を行うこと
- ⑥ 機器の初期不良については、全て新品への交換対応をすること。なお、初期不良として対応する期間については、別途協議の上、定めるものとする
- ⑦ 端末の輸送に係る費用は全て、受託者または端末の製造者が負担すること